

法定特別教育実施のご案内 (つり上げ荷重5 t未満クレーンの運転)

平成2年10月1日付けで労働安全衛生法施工令が改正されまして、つり上げ荷重5トン未満の床上操作式クレーン並びに、つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務に労働者を従事させる場合、その労働者に対して所定の特別教育を実施しなければならなくなりました。

つきましては、このたび各クレーンの設置事業所から要望がありまして、下記により安全衛生特別教育規定に基づき、特別教育講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時
 (第1回目講習) 令和5年2月3日(木)～2月4日(金) 2日間 午前8時50分より
 (第2回目講習) 令和5年3月23日(木)～3月24日(金) 2日間 午前8時50分より
2. 会 場
 (学 科) 駅東市民広場 イベントホール赤レンガ (岩見沢市有明町南1番地7)
 (実 技) 公南山明建設株式会社 (岩見沢市8条西23丁目)
3. 受 講 料
 会員事業場 15,180円 (テキスト代1,680円含)
 非会員事業場 17,180円 (テキスト代1,680円含)
4. 教 育 科 目
 ① クレーンに関する知識 3時間
 ② 原動機及び電気に関する知識 3時間
 ③ クレーンの運転のために必要な力学の知識 2時間
 ④ 関係法令 1時間
 ⑤ 実 技 4時間 (合計13時間)
5. 申 込 方 法
 依頼書に受講料を添えて当協会事務局にお申込み下さい。
 現金書留又は、道銀 岩見沢支店 (普) 0227569
 岩見沢労働基準協会宛てに送金下さい。(TEL 0126-24-3087 FAX 24-2770)
 岩見沢市1条西2丁目 岩見沢労働基準協会
 受講依頼書及びご入金確認後、受講票を送付いたします。
6. 受付開始及び
 定 員
 順次受け付け (お電話にて予約状況をお確かめ下さい。)
1講習 23名 定員になり次第締切ります。
7. 証明証及び
 修 了 証
 教育についての記録保存のために必要な、実施した旨の証明書を発行します。
 個人別に修了証を交付いたします。
8. そ の 他
 女子のクレーン等の運転業務が可能になり、特別教育並びにクレーン運転士試験が
 受験できるようになりました。

法定特別教育実施依頼書

労働安全衛生法第59条の規定により、下記従業員について実施したいので、法令に定める特別教育を貴職に依頼したく必要経費を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

岩見沢市1条西2丁目
岩見沢労働基準協会 殿
電話 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770

事業者

郵便番号 _____

住 所 _____

事業場名 _____ (印)

電 話 _____ FAX _____

担 当 者 _____

記

1. 特別教育の業務の種類

つり上げ荷重5トン未満床上操作式クレーン
並びに5トン未満クレーン運転業務

2. 教育の対象者

| 修了番号 | 番号 | 氏 名 | 生 年 月 日 | 住 所 |
|------|----|-----|---------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備 考

1. 氏名欄に書ききれないときは、本紙をコピーして記入して下さい
2. 修了証番号及び番号は当協会にて記入します。